

65歳以上の方へ

平成27～29年度

介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、
また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、
社会全体で支えていくことを目的とした制度です。

その制度の運営のために、みなさんに納めていただく介護保険料が
平成27年度から変わりますのでお知らせします。

串本町役場 福祉課

介護保険料が変わります

平成 12 年から始まった介護保険制度。3 年ごとに事業計画を策定して介護が必要な方の人数や必要な介護サービス量の見込み、サービス提供体制の確保などを定めています。平成 27 年度は第 6 期介護保険事業計画期間の 1 年目です。事業計画に基づき、平成 27～29 年度の 3 年間を通じて介護保険の運営に必要な保険料を算出した結果、保険料を増額することになりました。

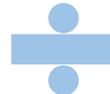
基準額が月額 5,460 円（年額 65,520 円）になりました

第 6 期（平成 27～29 年度）の基準月額は 5,460 円になり、第 5 期（平成 24～26 年度）の 4,410 円と比較して、1,050 円の増額になります。基準月額は第 6 期において見込まれる介護サービス総費用のうち、65 歳以上の方の負担分（22%）を 3 年間の 65 歳以上被保険者数で割って算出します。

必要な介護サービス
等の総費用



65歳以上の方の
負担分 22%



65歳以上の
被保険者数

串本町の保険料基準額 **5,460円**（月額） / **65,520円**（年額）

※この基準額をもとに、所得等に応じた負担になるよう 9 段階の保険料に分かれます。

保険料増額の理由は？

第 6 期において介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- 高齢化の進展に伴う介護を必要とする人の増加
- 介護サービスの利用増加による費用の増加
- 費用に対して 65 歳以上の方が負担する割合の増加（高齢者人口の増加に伴い 21%から 22%に変更）
- 保険料引き下げのために活用できる積立基金の減少

増加している介護サービスの費用をまかなうためには保険料を上げる必要があります。

■ 介護保険料算定に係る比較表（第 5 期 → 第 6 期）

	高齢化率	要支援 要介護 認定者数	介護サービス等 に必要な費用	65歳以上 被保険者の 負担割合	積立基金 活用額	介護保険料 (基準額)
第5期事業計画 (平成24～26年度)	40.9% H26.9月末現在	1,556人 H26.9月末現在	約63億円	21%	9,000万円	月額 4,410円
	↓ 2.4%増	↓ 10.8%増	↓ 12.7%増	↓ 1.0%増	↓ 53.1%減	↓ 23.8%増
第6期事業計画 (平成27～29年度)	43.3% H29.9月末現在予想	1,724人 H29.9月末現在予想	約71億円	22%	4,225万円	月額 5,460円

保険料の所得段階が6段階から9段階になりました

保険料は基準額を基礎として、年金収入や所得、世帯の市町村民税課税状況等による所得段階が設定されています。保険料の上昇に伴い、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、所得段階が標準6段階から9段階に見直されました。

※ご自分がどの所得段階で保険料がいくらになるかは、税務課から送付される納入通知書等でご確認ください。

■介護保険料所得段階表（第5期 → 第6期）

第5期（平成24～26年度）		第6期（平成27～29年度）			
段階	保険料額 上段：月額 下段：年額	段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料額 上段：月額 下段：年額
第1段階	2,205円 26,460円	第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5	2,730円 32,760円
第2段階	2,205円 26,460円				
第3段階	3,307円 39,690円	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	4,095円 49,140円
		第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の公的年金等の収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	4,095円 49,140円
特例 第4段階	3,836円 46,040円	第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ公的年金等の収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,914円 58,968円
第4段階 (基準額)	4,410円 52,920円	第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ公的年金等の収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	5,460円 65,520円
第5段階	5,512円 66,150円	第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,552円 78,624円
		第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	7,098円 85,176円
第6段階	6,615円 79,380円	第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	8,190円 98,280円
		第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が290万円以上の方	基準額 ×1.7	9,282円 111,384円

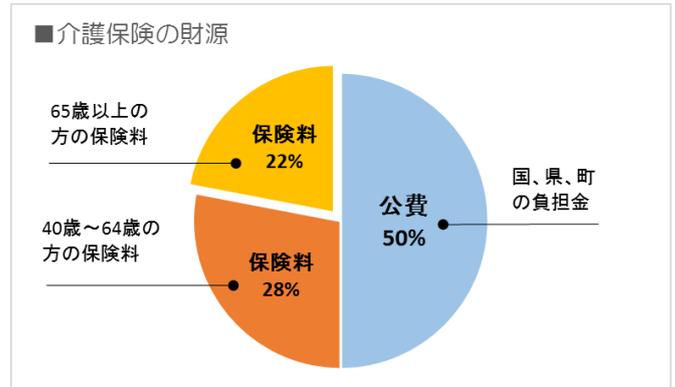
※「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※「合計所得金額」とは、収入額から必要経費相当額を差し引いた金額のことです。

介護保険の財源について

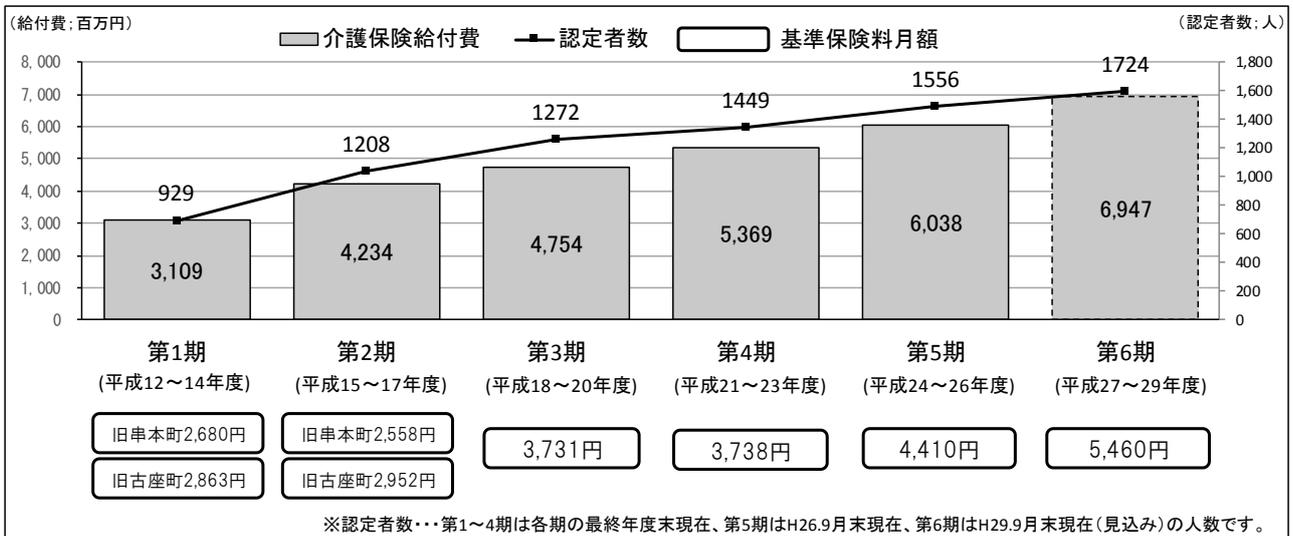
介護保険は、みなさんと社会全体で支える制度です。介護保険の運営に必要となる財源は、国、都道府県、市町村が全体の半分を負担し、残りの半分を被保険者であるみなさんが保険料として負担することになります。

※高齢者人口の増加により、平成27年度から65歳以上の方に負担していただく保険料の割合が21%から22%に変わりました。このことも保険料が上昇した要因のひとつとなっています。



65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の推移

高齢化の進展と介護が必要な方が増えたことにより、介護サービスの利用は年々増加しています。介護サービス費用の増加に比例して介護保険料も高くなっています。このままの推移で保険料が上がり続けると平成32年度には月額7,364円、平成37年度には月額8,412円になると予想されます。



介護サービスにかかる費用が増えると介護保険料は高くなってしまいます。保険料を抑制することにもつながりますので、いつまでも元気に過ごせるように介護予防に取り組んでいただき、健康に十分お気をつけください。

介護が必要な方は、役場福祉課や地域包括支援センター（62-6005）にご相談ください。

保険料は介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】 串本町役場 福祉課 介護保険係 TEL 0735-62-0562